

地域コミュニティを支えるしくみの検証について【概要版】

(1) 地域におけるまちづくりの推進に関する条例について

別冊 P1~P4

人口減少、少子化・高齢化など社会状況が変化中、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成31年3月に「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」を制定しており、附則に定めるとおり、施行状況等を勘案し、検証を行う。

※条例全文は、別冊P2~P4

目的 (第1条)

◇ 安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること

各主体の役割

住民等 (第3条)

◇ 地域におけるまちづくりへの参加と協力を努めます

長崎市 (第5条)

◇ 地域におけるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます

地域コミュニティ連絡協議会 (第4条)

◇ まちづくり計画に基づく事業の実施
◇ 構成団体の情報共有と相互連携
◇ 住民等への情報発信 など

長崎市の支援 (第6条)

◇ 財政的措置を講じます (予算の範囲内)
◇ 人材育成、情報提供、連携・交流の促進等の支援を行います

【条例抜粋】

附則

(条例施行後の検討の義務)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

地域コミュニティ連絡協議会の認定等 (第7条)

◇ 認定要件 (活動区域、団体の代表性、規約又は会則、まちづくり計画)
◇ 認定に係る事務手続き (申請、変更、取消しなど)

(2) これまでの経過について

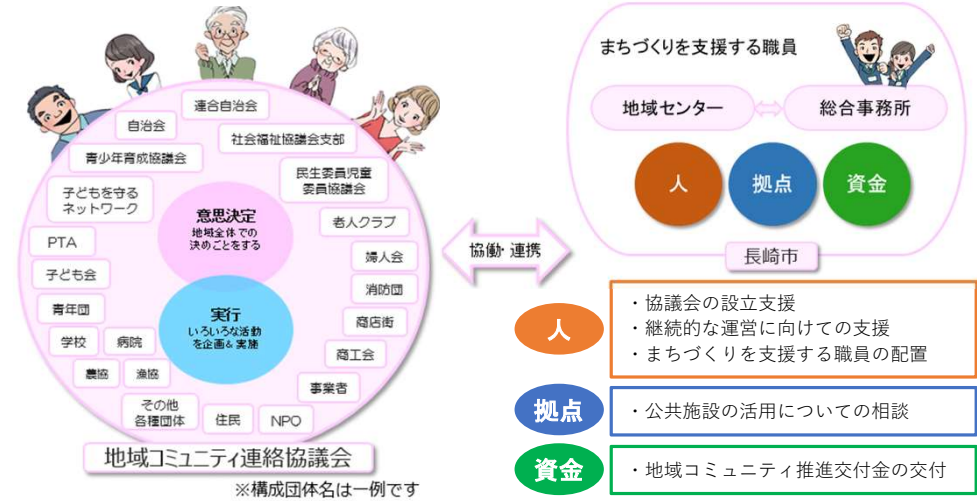
別冊 P5

年度	取組状況
H23	・地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト開始 (しくみづくりの方向性検討)
H24	・地域コミュニティあり方委員会の設置 (H24~26) ・地域コミュニティ活性化事業 (H24~26)
H26	・地域コミュニティあり方委員会より、地域の取り組みの方向性及び長崎市の支援策の方向性について報告書提出 ・地域での勉強会等の開催支援 (H26~)
H27	・地域コミュニティ推進審議会の設置 ・地域活動の担い手等人材育成等の講座の開催 (H27~)
H28	・地域を支えるしくみ (地域コミュニティのしくみづくり、サテライト機能の再編成) の基本的な考え方について、市長による地域説明会 (市内10ブロック) ・地域コミュニティのしくみの素案作成 ・地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 ・2月議会総務委員会において所管事項報告
H29	・地域を支えるしくみの素案について、市長による地域説明会 (市内17ブロック) ・小学校区ごとの地域説明会 (H29年6月~H30年7月、69小学校区) ・長崎市地域コミュニティ推進審議会において意見聴取 (全体会4回、部会3回) ・地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 ・9月、11月及び2月議会総務委員会において所管事項報告
H30	・議会からの意見を踏まえ、モデル事業の実施及び検証 (モデル6地区) ・地域づくり・人口減少対策特別委員会 (6月、8月) において説明 ・6月議会総務委員会において所管事項報告 ・9月及び11月議会総務委員会において議案審査 (11月議会で修正可決) 第84号議案「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」 ・長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行 (平成31年3月1日) ・協議会の認定制度開始
R1	・地域コミュニティを支えるしくみの本格実施、交付金制度開始
R2	・「みんなで、す〜！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」(地域福祉計画を含む)策定

(3) 地域コミュニティを支えるしくみの概要について

別冊 P6~P8

ア 地域コミュニティを支えるしくみのイメージ図

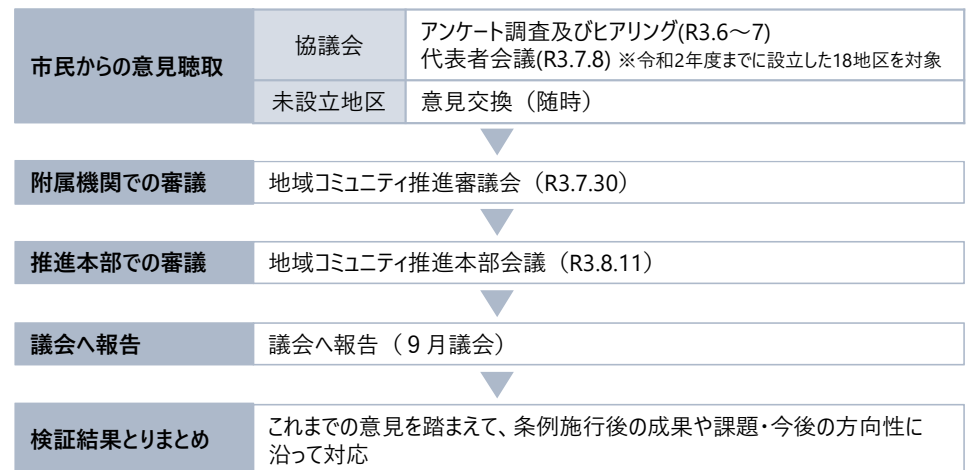


イ 地域コミュニティ連絡協議会とは

範囲	概ね小学校区又は連合自治会 (統廃合前の小学校区を基礎とするもの)
構成団体	・地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上が加入して構成 ・連合自治会、育成協、子どもを守るネットワーク、社協支部、PTA、民児協、学校等の相当数の地域団体が加入して構成
活動内容	まちづくり計画 (地区の将来像と課題、課題解決のための取組みについて地域の皆さんの意見をまとめたもの) に基づき、地区課題の解決を図るため、毎年度、事業を考え実行する。

(4) 検証の流れについて

別冊 P9

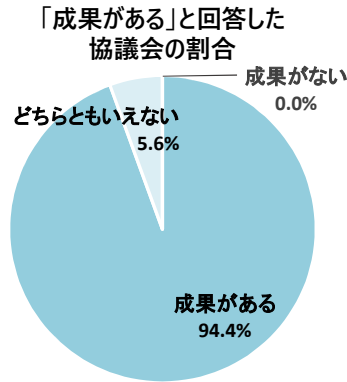


(ア) 地域コミュニティ連絡協議会設立の成果

協議会設立による成果については、各項目のいずれかにおいて「成果がある」と回答した協議会は94.4%であった。

また、各協議会が「成果がある」と回答した項目数は、「10~14個」が44.4%となった。

各設問を分類別に見ると、「情報共有」で94.4%、「住民等の参画・人材の確保」で83.3%、「課題解決」で77.8%、「団体間の連携協力」で66.7%の協議会が、「成果がある」との回答であった。

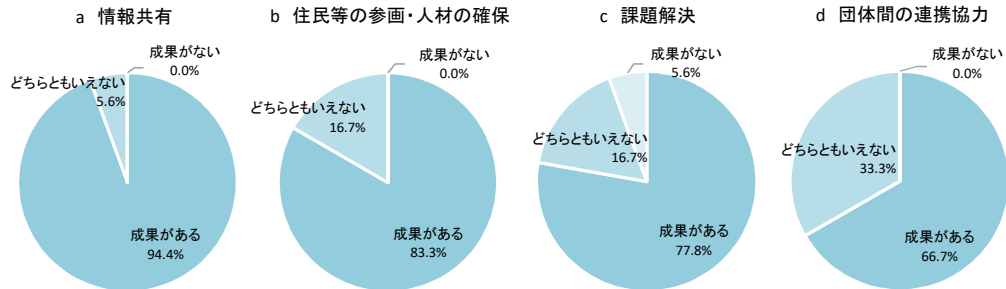


「成果がある」と回答した項目数の割合

項目数	割合	合計
10~14個	44.4%	94.4%
5~9個	38.9%	
1~4個	11.1%	
0個	5.6%	5.6%

※「成果がある」...協議会設立による成果に関する以下の14項目の設問のいずれかについて、「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた協議会の割合

【参考】分類別の割合



協議会設立による成果に関する設問

a 情報共有	
①	まちづくり計画を作ったことで、地域の課題や将来像などを地域全体で共有できた
②	地区内の住民等へ活動への参画を促すことに努めている
③	定期的に構成団体間の情報共有の機会を設けている
④	協議会の役割や活動内容等、地区内の住民等へ周知ができている
b 住民等の参画・人材の確保	
⑤	まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねることで、新たな担い手が増えた
⑥	様々な団体が協議会へ参画することで、事業に幅広い年齢層の参加が増え、これまで関わりが少なかった世代と関わる機会が増えている
⑦	協議会の運営や活動を通じて、新たな人材発掘・育成ができている
⑧	まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねることで、住民のまちづくりへの参加意欲が高まった
⑨	様々な団体が協議会へ加入することで、若手が活動に参加するきっかけづくりになっている
c 課題解決	
⑩	まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねる中で、様々な団体、世代から新たな視点で課題や取り組みのアイデアが出された
⑪	様々な団体が協議会へ参画することで、様々な分野の地域の課題解決に取り組むことができる
⑫	様々な団体が協議会へ参画することで、様々な団体、世代から新たな視点での事業のアイデアが出されるようになっている
d 団体間の連携協力	
⑬	様々な団体が協議会へ参画することで、協議会の構成団体間で連携ができ、事業の役割分担・協力体制ができている
⑭	これまで各団体で行っていた事業を協議会で実施したり、会議を一緒にしたり、構成団体間で行事や会議の整理をすることで、各団体の負担軽減、役割分担につながっている

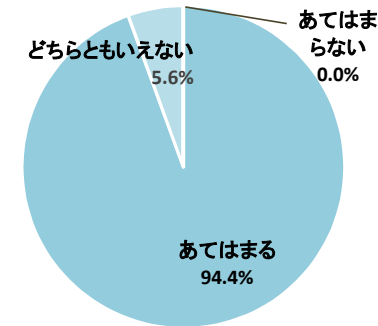
(イ) 長崎市の支援

長崎市の「人・拠点・資金」の3つの視点での支援について、「人の支援」では「協議会設立後は、市職員と困ったときにすぐに相談できるような関係性を築けている」が94.4%、「拠点の支援」では「拠点の支援により、事務局など地域活動の拠点を設けることができている」が77.8%、「資金の支援」では「交付金の支援により、これまでできなかった活動ができるようになっている」が83.3%であった。

一方、「交付金制度について、使途・対象経費など活用しやすい」と答えたのは55.6%となっている。

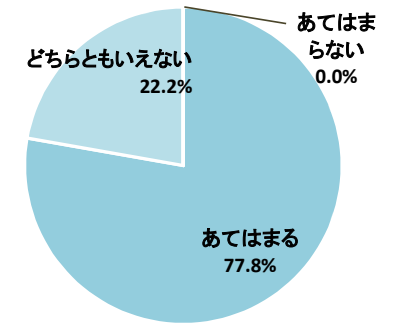
【人の支援】

協議会設立後は、市職員と困ったときにすぐに相談できるような関係性を築けている



【拠点の支援】

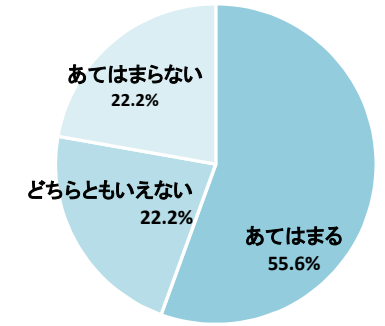
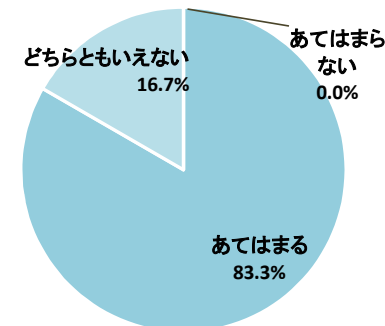
拠点の支援により、事務局など地域活動の拠点を設けることができている



【資金の支援】

交付金の支援により、これまでできなかった活動ができるようになっている

交付金制度について、使途・対象経費など活用しやすい



※「あてはまる」...「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた協議会の割合

※「あてはまらない」...「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と答えた協議会の割合

対象：令和2年度までに設立した18地区
回収率：100%

条例の項目	成果	課題	長崎市の評価
(ア) まちづくり計画 策定の過程 (第2条第1項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり計画を作るための話し合いの場を通して、地域の課題や将来像などを地域全体で共有することができた 新たな担い手の確保につながった 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり計画を作るための会議の負担を感じた 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等の多様な主体や様々な世代が参加する話し合いの場を重ねることで、地域の課題や将来像などの地域全体での共有や新たな担い手の発掘などにつながっており、同条で規定している話し合いの方向性は継続していく。 まちづくり計画を作るための話し合いの場が増えることについて、負担を感じる地区もあるため、地域の実情に応じた話し合いの場の提案が必要である。
(イ) 住民等の役割 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> 住民等の参画の機会である地域コミュニティ連絡協議会の設立が全体の約半数の地区で進み、地域のまちづくりが着実に広がってきている <ul style="list-style-type: none"> ▶地域コミュニティ連絡協議会 21地区 ▶設立準備委員会 17地区 (R3.6.23時点) 協議会設立により、住民のまちづくりへの参加意欲が高まった 協議会の構成団体間で連携による役割分担・協力体制ができた 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の実情、特性から設立に向けての機運が高まっていないこと等により、協議会設立の検討に至っていない地区がある 協議会設立地区においても、新たな住民等の参加が少ないため、幅広く住民への周知や参加促進を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会設立の検討に至っていない地区については、現状や課題、今後の支援の方向性などを市においてまとめた「支援計画」に基づき支援する。協議会設立に向けた地区ごとの「勉強会」において、協議会設立地区との意見交換の場の設定や協議会設立地区の活動等を紹介する「わがまちみらい情報交換会」の開催など、具体的な設立に向けたイメージを共有できるような工夫を行い、さらなる機運醸成を図る必要がある。 市内67小学校区のうち、統廃合前の旧小学校の範囲で設立する地区もあるが、約半分の38地区（協議会21地区、設立準備委員会17地区）で、多様な主体の参画を得て、地域のまちづくりが着実に広がってきている状況であるため、引き続き、同条の規定に基づき、住民等の地域に対する関心を高め、参画につなげるよう設立及び運営支援を行っていく。
(ウ) 協議会の役割 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌、SNS等を活用して、住民等へ活動の参画を促すことに努めている 協議会運営や活動を通して、新たな人材発掘・育成ができています 協議会の役割や活動内容等、地区内の住民等へ周知ができています 団体間の連携がさらに密になった 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の認知度が低く、周知が課題 団体間の情報共有不足 活動の幅を広げたいが、担い手不足等により、なかなか着手できない 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の活動や参加促進を通して、新たな人材発掘・育成につながっていることから、同条の規定に基づき、協議会の役割を果たすことができるよう、引き続き協議会の意義や必要性の理解を深めていくとともに、全市に協議会が設立できるよう設立支援を行う必要がある。
(エ) 市の役割及び支援 (第5条、第6条)	<ul style="list-style-type: none"> 交付金の支援により活動の幅が広がった 協議会設立に向けた市職員の支援により負担が軽減された 市職員との関係性の構築ができた 地域活動の拠点を設置することができた 	<ul style="list-style-type: none"> 市の交付金による継続的な財政支援が必要 交付金の使途の制限により、使いにくい面がある 協議会設立の検討に至っていない地区があるためさらなる設立支援が必要である まちづくり支援職員のさらなる協力をしてほしい 備品管理場所等を考慮した拠点支援 	<ul style="list-style-type: none"> 交付金制度により、新たな地域課題の解決や既存の活動の維持にもつながっており、地域におけるまちづくりの推進のためには、継続的な財政支援が必要である。 市の交付金が活用しにくいとの声もあることから、地域におけるまちづくりの推進のために必要な部分は、交付金の使途のルールについて、検証する必要がある。 地域センターや総合事務所などのまちづくり支援担当部署をはじめ庁内の関係所属とも情報共有・連携しながら、引き続き各地区の実情に合わせて設立及び運営支援に取り組む必要がある。 拠点として公共施設の活用について、関係課と連携し、引き続き支援を行っていく必要がある。 <p>以上のことから、同条の規定に基づき、必要に応じ検証を行いながら地域のまちづくり推進のために支援を行っていく。</p>
(オ) 協議会の認定要件 (第7条) (条例施行規則第3条※)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な団体で協議会を構成することで、様々な団体・世代の参画につながった 構成団体間での役割分担・協力体制につながっている 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の役員は重複しており、負担軽減になっていない 協議会設立に取り組む際、スムーズに地域内の様々な団体の理解と参加を得るのが難しかった 協力してくれる団体が限られてきている 	<ul style="list-style-type: none"> これまで各団体で行っていた事業を協議会で実施することで担い手の確保につなげ、構成団体間で既存の行事や会議を重ねたり、間引いたり整理をするなど、各団体のさらなる役割分担、負担軽減を図る必要がある。 多くの地区で、準備段階では各団体の代表者間で意見の相違もあったが、話し合いを重ねる毎に地域コミュニティのしぐみの重要性を理解・共有し、協議会設立に至ることができ、各団体の連携強化や担い手などの人材の確保に繋がっている。 <p>以上のことから、同条の規定に基づき、地域に寄り添いながら引き続き協議会の設立及び運営支援を行う。</p>

※長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則第3条において、地域コミュニティ連絡協議会は、地区を代表する団体であり、様々な課題に対応できるようにするため、地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上で構成すること、また、連合自治会や育成協等の相当数の地域団体が加入すること等と定めている。

ア 条例・規則について

- 多様な主体の参画を得て、地域のまちづくりが着実に広がってきている状況であるため、今後も安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを推進するため、**現行の条例及び規則を維持する。**

イ 市の支援について

(ア) 人の支援

地域センターや総合事務所などのまちづくり支援担当部署はじめ庁内の関係所属とも情報共有・連携しながら、住民等の地域に対する関心を高め、参画につなげるための協議会の設立・運営支援を行う。

【設立支援】

- 未設立地区の現状や課題、今後の支援の方向性などを市においてまとめた「支援計画」に基づき、**地域の実情に応じた協議会設立支援を行う。**
- 設立に向けて具体的なイメージが共有できるような工夫を行い、さらなる機運醸成を図る。
 - 協議会設立に向けた地区ごとの「勉強会」において、協議会設立地区に参加いただき、意見交換の場を設定する。
 - 協議会設立地区の取り組み紹介や外部講師による講演など、しくみの必要性等の理解を深めるために「わがまちみらい情報交換会」を開催する。

【運営支援】

- まちづくりの担い手創出
 - 地域のまちづくりに関心を持ち参画につなげるために、市ホームページやSNSを活用するなど、各種団体の活動状況等の情報発信を行う。
 - 研修・講座の実施及び効果的な情報発信をすることで、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こし及び育成の支援を行う。
- 各団体の役割分担及び負担軽減
 - 他地区事例の紹介や事務処理の手引き作成など、負担軽減や円滑な運営のための支援を行う。

(イ) 拠点の支援

- 協議会の事務局機能としての公共施設の活用について、関係課と連携し、引き続き支援を行っていく。

(ウ) 資金の支援

- 交付金制度により、新たな地域課題の解決や既存の活動の維持にもつながっており、地域におけるまちづくりの推進のために、**継続的な財政支援を行う。**
- 地域におけるまちづくりの推進のために必要な部分は、交付金の使途のルールについて、地域の意見を踏まえ、**使いやすいよう検証する。**

ウ 持続可能な地域まちづくりの推進について

- 継続的に地域の状況や課題を把握し、しくみについては今後も検討・改善をしていく。
- 「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」（地域福祉計画包含）をもとに周知を図るなど、地域のまちづくりの推進を図る。